

事業の種類 西洋家具製作
企業系統 ナシ
使用労働者 男二十一名

二、労働者側

内 訳 常備工ハ、受取工ハ、入夫ニ違師三

半蔵参加者 中三名 (常備工ハ)

加盟労働組合 日本國家社會労働同盟関東合同労働組合

半蔵参加者中組合加盟者 全員

四、半蔵発生源因

事業主側ハ常備工ト受取工ノ兩種アリ何レモ日給制度ナルカ
受取工ハ最近不況ノ結果一ヶ月ニ十日以上臨時休業ノ止ムナ
キニ至ルコト屢々ナル為従業員側ハ臨時休業ノ場合ハ或程度
ノ平膏ヲ支給サレタシト歎願セルモ事業主カ應マカリシニ六
月一日

一、給料日ヲ十四日三十日ニ制定スルコト

一、臨時休業ノ場合ニ生老ノ保証スルコト(日給ノ六割)

一、積戻金積貯ノ前以テ知ラセラルコト

一、保険ヲ受取工ニ及ボスコト

一、解雇値下絶対及對

ノ要求書ヲ提出シタルカ事業主側ノ回答ニ誠意ナシトナシ六
月六日再度八項ノ要求書ヲ提出スルニ至リ

五、要求事項

- (1) 臨時休業中ノ日給全額支給スルコト
- (2) 請負單價ハ作業開始前ニ明示スルコト
- (3) 健康保険法全員即時實施スルコト
- (4) 賃銀ノ値下ヲ絶対及サルコト
- (5) 解雇ハ絶対及サルコト
- (6) 仕事ハ絶対外ニ去サハルコト